

流山市立保育所延長保育実施規則（平成18年流山市規則第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市立保育所延長保育実施規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月31日 規則第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、流山市立保育所管理規則（昭和44年流山市規則第14号。）第15条第2項の規定による保育時間外の保育（以下「延長保育」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4第1項の規定による保育必要量の認定区分のうち、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。</u></p> <p>(2) <u>保育短時間認定 府令第4第1項の規定による保育必要量の認定区分のうち、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。</u></p> <p>(延長保育時間)</p> <p>第3条 延長保育を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時まで</p> <p>(2) 土曜日 午前7時から午前8時まで及び午前11時30分から午後7時まで</p> <p>(延長保育の申請)</p> <p>第4条 延長保育を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）</p>	<p>○流山市立保育所延長保育実施規則</p> <p style="text-align: right;">平成18年3月31日 規則第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、流山市立保育所管理規則（昭和44年流山市規則第14号。<u>以下「管理規則」という。</u>）第15条第2項の規定による保育時間外の保育（以下「延長保育」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(延長保育時間)</p> <p>第2条 延長保育を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時まで</p> <p>(2) 土曜日 午前7時から午前8時まで及び午前11時30分から午後7時まで</p> <p>(延長保育の申請)</p> <p>第3条 延長保育を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）</p>

改正後	改正前
<p>は、<u>保育標準時間認定については保育標準時間延長保育利用承認申請書(別記第1号様式)、保育短時間認定については保育短時間延長保育利用承認申請書(別記第2号様式)により市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による申込みは、<u>延長保育を受けようとする日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が緊急その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(延長保育の承諾)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、<u>延長保育の利用の可否を決定し、その結果を標準時間延長保育については標準時間延長保育承認(不承認)通知書(別記第3号様式)、短時間延長保育については短時間延長保育承認(不承認)通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(延長保育料)</p> <p>第6条 延長保育を利用する児童の保護者であつて、<u>延長保育を利用したものの(以下「延長保育料納付義務者」という。)</u>は、別表に掲げる延長保育料を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>流山市保育料徴収規則(昭和62年流山市規則第13号)別表に掲げる階層区分がA又はBに属する世帯の保護者からは、延長保育料を徴収しない。</u></p> <p>(延長保育料の納入)</p> <p>第7条 延長保育料納付義務者は、毎月10日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等でない日)までに前月分の延長保育料を納入通知書により納入しなければならない。ただし、月の途中で保育所を退所した場合は、市長が別に指定する期日までにその月の延長保育料を納入しなければならない。</p> <p>(延長保育料の減免)</p>	<p>は、<u>延長保育利用承諾申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(延長保育の承諾)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、<u>延長保育の利用の可否を決定し、その結果を延長保育利用承諾(不承諾)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(延長保育料)</p> <p>第5条 延長保育を利用する児童の保護者であつて、<u>午後6時から午後7時までの延長保育を利用したもの(以下「延長保育料納付義務者」という。)</u>は、児童1人につき日額100円の延長保育料を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>流山市保育料徴収規則(昭和62年流山市規則第13号)別表に掲げる階層区分がA又はBに属する世帯の保護者からは、延長保育料を徴収しない。</u></p> <p>(延長保育料の納入)</p> <p>第6条 延長保育料納付義務者は、毎月10日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等でない日)までに前月分の延長保育料を納入通知書により納入しなければならない。ただし、月の途中で保育所を退所した場合は、市長が別に指定する期日までにその月の延長保育料を納入しなければならない。</p> <p>(延長保育料の減免)</p>

改正後	改正前											
<p>第8条 市長は、児童の扶養義務者に延長保育料の負担能力がないと認めるときは、延長保育料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により延長保育料の減免を受けようとする者は、延長保育料の減免申請書（別記第5号様式）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、延長保育料減免決定（申請却下）通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（委任）</p>	<p>第7条 市長は、児童の扶養義務者に延長保育料の負担能力がないと認めるときは、延長保育料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により延長保育料の減免を受けようとする者は、延長保育料の減免申請書（別記第3号様式）により、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、延長保育料減免決定（申請却下）通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（委任）</p>											
<p>第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 この規則による改正後の流山市立保育所延長保育実施規則の規定は、平成29年4月1日以後の利用に関する延長保育の利用について適用する。</p>	<p>第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>											
<p>別表（第6条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="118 885 271 946">認定区分</th> <th data-bbox="271 885 667 946">延長保育利用時間</th> <th data-bbox="667 885 1081 946">延長保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="118 946 271 1038">保育標準時間認定</td> <td data-bbox="271 946 667 1038">午後6時から午後7時まで</td> <td data-bbox="667 946 1081 1038">1回 100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="118 1038 271 1372" rowspan="2">保育短時間認定</td> <td data-bbox="271 1038 667 1102">午前7時から午前8時まで</td> <td data-bbox="667 1038 1081 1102">1回 100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1102 667 1372">午後4時から午後7時まで</td> <td data-bbox="667 1102 1081 1372">1時間につき100円（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又は端数時間は、1時間として計算する。）</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	延長保育利用時間	延長保育料	保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	1回 100円	保育短時間認定	午前7時から午前8時まで	1回 100円	午後4時から午後7時まで	1時間につき100円（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又は端数時間は、1時間として計算する。）	
認定区分	延長保育利用時間	延長保育料										
保育標準時間認定	午後6時から午後7時まで	1回 100円										
保育短時間認定	午前7時から午前8時まで	1回 100円										
	午後4時から午後7時まで	1時間につき100円（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又は端数時間は、1時間として計算する。）										
<p>別記</p>	<p>別記</p>											

改正後	改正前
<p>第1号様式 (第4条関係) (略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係) (略)</p> <p>第3号様式 (第5条関係) (略)</p> <p>第4号様式 (第5条関係) (略)</p> <p>第5号様式 (第8条関係) (略)</p> <p>第6号様式 (第8条関係) (略)</p>	<p>第1号様式 (第3条関係) (略)</p> <p>第2号様式 (第4条関係) (略)</p> <p>第3号様式 (第7条関係) (略)</p> <p>第4号様式 (第7条関係) (略)</p>